

【労働保険事務組合用】

以下のいずれかの事業に該当するか。

- 都道府県及び市町村の行う事業
- 都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業
- 港湾労働法第2条第2号の港湾運送の行為を行う事業
- 雇用保険法附則第2条第1項各号に掲げる事業（農林水産の事業）
- 建設の事業

○該当 → **二元適用事業**

○非該当 → **一元適用事業**

二元適用事業 次のにいずれに該当するか。

- ① **有期事業**（一括有期事業を含む）
- ② **継続事業**

一元適用事業 労災保険分の賃金総額と雇用保険分の賃金総額が、同額か、異なる額か。

同額 → **新6** 提出 or **旧6** + **内訳表** 提出

異なる額 → **新6** 提出 or **旧6** + **内訳表** 提出

二元適用事業 ① **有期事業** 労災保険と雇用保険を別々の申告書でそれぞれの保険料を申告する。

- ・ 労災保険に係る労働保険料

$$\frac{\text{労災保険分の通年賃金総額} \times \text{労災保険率}}{\text{新6 提出}}$$
- ・ 雇用保険に係る労働保険料

$$\frac{\text{雇用保険分の前期賃金総額} \times \text{前期雇用保険率} + \text{雇用保険分の後期賃金総額} \times \text{後期雇用保険率}}{\text{新6 提出}}$$

Step2 → Step3 を参照し賃金等の報告(組様式4号)から申告書内訳(組様式6号)に転記

二元適用事業 ② **継続事業** 労災保険と雇用保険を別々の申告書でそれぞれの保険料を申告する。

- ・ 労災保険に係る労働保険料

$$\frac{\text{労災保険分の通年賃金総額} \times \text{労災保険率}}{\text{新6 提出}}$$
- ・ 雇用保険に係る労働保険料

$$\frac{\text{雇用保険分の前期賃金総額} \times \text{前期雇用保険率} + \text{雇用保険分の後期賃金総額} \times \text{後期雇用保険率}}{\text{新6 提出}}$$

Step2 → Step3 を参照し賃金等の報告(組様式4号)から申告書内訳(組様式6号)に転記

[illegible][illegible]

賃金等の報告(組様式4号)の色囲みの数字を、
内訳表の同じ色囲みの場所に転記

区分(適用期間)		令和4年 月 日～令和 年 月 日	令和4年度 労災保険料率(%)	令和4年度 労災保険料率(%)
労働災害関係	令和4年4月1日～	千円	0.10	(a)×(b) 一円未満の端数は切り捨てない
	令和4年9月30日	千円	1000分の	(a)×(b) 一円未満の端数は切り捨てない
	令和4年10月1日	千円	0.10	(b)×(d) 一円未満の端数は切り捨てない
	令和5年3月31日	千円	0.10	(b)×(d) 一円未満の端数は切り捨てない
	労災保険分(計)	千円	0.10	(b)×(d) 一円未満の端数は切り捨てない
雇用関係	令和4年4月1日～	c) 千円未満端数切り捨て	d)	(k) (c)×(g) 一円未満の端数は切り捨てない
	令和4年9月30日	千円	1000分の	(k) (c)×(g) 一円未満の端数は切り捨てない
	令和4年10月1日	d) 千円未満端数切り捨て	h)	(l) (d)×(h) 一円未満の端数は切り捨てない
	令和5年3月31日	千円	1000分の	(l) (d)×(h) 一円未満の端数は切り捨てない
	雇用保険分(計)	千円	0.10	(k)+(l) 一円未満の端数は切り捨てない
		(a)=(c)かつ(b)=(d)の ※ 場合、右の□に ✓を入れる		

労災保険と雇用保険を別々の申告書でそれぞれの保険料を申告する。

- ・ 労災保険に係る労働保険料

$$\text{労災保険分の通年賃金総額} \times \text{労災保険率}$$

従前の申告書内訳 (旧組様式6号) 使用可 旧 6 提出 or 新 6 提出
新組様式6号を使用する場合 Step2→ Step4 参照
- ・ 雇用保険に係る労働保険料

$$\text{雇用保険分の前期賃金総額} \times \text{前期雇用保険率} + \text{雇用保険分の後期賃金総額} \times \text{後期雇用保険率}$$

新 6 提出 or 旧 6 + 内訳表 提出

Step2 → Step3 を参照し賃金等の報告(組様式4号)から申告書内訳(組様式6号)に転記

(労災保険分の前期賃金総額×労災保険率+労災保険分の後期賃金総額×労災保険率)
+ (雇用保険分の前期賃金総額×前期雇用保険率+雇用保険分の後期賃金総額×後期雇用保険率)
Step2 → Step3 を参照し賃金等の報告(組様式4号)
から申告書内訳(組様式6号)に転記

  新6 提出 or  旧6 +  内訳表 提出

① 労働 保険 番号 の 様 番 号	② 事業場の名称	③ 業 種	④ 保 険 区 分 ⑤ 被保 険者	令和 4 年度 労災保険料 令和 4 年度 雇用保険料 (増加・減額)・一般拠出金										⑬ 注		
				⑦ 労 災 保 険				⑧ 雇 用 保 険				⑩ 確定保険料 (規模区分別)			⑪ 一般拠出金	
				⑨ 賃金総額	⑩ 労災 保険 率	⑪ 保険料(⑨×⑩)	⑫ 賃金総額	⑬ 雇用 保険 率	⑭ 一般保険料 (⑫×⑬)	⑮ 合計額 (⑮+⑯)		⑯ 賃金総額 (※)	⑰ 一般拠出金額 (⑭× /1000)			
										15人以下	16人以上					
				二 保 険 区 分	前期 4.4.1~4.9.30	(一) 前期 A	前期 4.4.1~4.9.30 (~)	前期 E								
				三 労 災	後期 4.10.1~5.3.31	(一) 後期 B			後期 F							
				四 雇 用	通年 (特)	(一) 計 C (特) 計 D	4.10.1~5.3.31 (~)	計 G								

【労災保険 ⑨保険料：A～D】
A：⑦×⑧の額（1円未満の端数は切り捨てない）
B：⑦×⑧の額（1円未満の端数は切り捨てない）
C：A + Bの額（1円未満の端数は切り捨てる）
D：⑦×⑧の額（1円未満の端数は切り捨てる）

【雇用保険 ⑫一般保険料：E～G】
E：⑩×⑪の額（1円未満の端数は切り捨てない）
F：⑩×⑪の額（1円未満の端数は切り捨てない）
G：E + Fの額（1円未満の端数は切り捨てる）

【⑬確定保険料（15人以下：H／16人以上：I）】
C + D + Gの額を④常時使用労働者数（雇用保険のみ成立している場合は⑤被保険者数）に基づき、
15人以下であればHに、16人以上であればIに記載する。

労 災 保 険			雇 用 保 険		
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
賃金総額	労災 保険率	保険料 (⑦×⑧)	賃金総額	雇用 保険率	一般保険料 (⑩の(ハ)× ⑪)
(イ)		(ロ)	(イ)		(ロ)
(エ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(セ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(ケ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(コ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(サ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(シ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(ス)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(セ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(ソ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(タ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(チ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(ツ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(テ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(ト)		(ト)	(イ)		(ロ)
(ナ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(ネ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(ノ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(ハ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(ヒ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(フ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(ブ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(パ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(マ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(ミ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(ム)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(メ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ニ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ホ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ヘ)	(イ)		(ロ)
(モ)		(ト)	(イ)</		

- ✓ 一般拠出金の計算方法は、従前のとおり、
労災保険分の通年賃金総額×一般拠出金率です。
一元適用事業の申告書では、
労災保険分の賃金総額と一般拠出金の賃金総額とが、
一致しない場合があります。
- ✓ 一般の労働者の労災保険料と雇用保険料を別々に計算した場合、
「1円」の差額が発生することがあります。
このような場合は、労災保険分に「1円」を加算してください。